

## 大阪大学外国語学部学部章及びスクールカラー規程

平成 21 年 1 月 8 日

制 定

最近改正 平 25. 3. 7

(趣旨)

**第 1 条** 大阪大学外国語学部（以下「本学部」という。）の学部章（以下単に「学部章」という。）及びスクールカラー（以下単に「スクールカラー」という。）については、この規程の定めるところによる。

(学部章)

**第 2 条** 学部章は、別図 1 のとおりとする。

(スクールカラー)

**第 3 条** スクールカラーは、「えんじ」とし、マンセル・ブック・オブ・カラー／光沢版の 5R 5/10 を標準とする。

(使用方法)

**第 4 条** 学部章に組み合わせて使用することができる文字は、原則として、「大阪大学外国語学部」、「外国語学部」、「OSAKA UNIVERSITY School of Foreign Studies」又は「School of Foreign Studies」とする。

2 前項に規定する組合せの基本型は、別図 2 のとおりとする。

(使用)

**第 5 条** 本学部（本学部公認の学生団体を含む。次条において同じ。）は、尊厳と品位を損なわないよう配慮し、広く学部章を使用するものとする。

(本学部以外のものの使用)

**第 6 条** 本学部以外のものが学部章を使用しようとする場合は、外国語学部長（以下「学部長」という。）に願い出て、その許可を受けなければならない。

2 学部長は、前項の許可の願い出があった場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、許可をしないものとする。

- (1) 本学部の名誉が傷つけられ、又は傷つけられる恐れのあるとき。
- (2) 第 4 条に規定する使用方法に著しく違背するとき。
- (3) その他学部章等の使用目的及び使用方法等が適当でないとき。

(使用許可の取消し及び使用停止)

**第 7 条** 学部長は、前条第 2 項各号のいずれかに該当すると認めるときは、学部章の使用の許可を取消し又は使用を停止させることができる。

(事務)

**第 8 条** 学部章の使用に関する事務は、言語文化研究科・外国語学部事務部箕面事務室庶務係で行う。

**附 則**

この規程は、平成 21 年 1 月 8 日から施行する。

**附 則**

この改正は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**

この改正は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

別図1 (第2条関係)



備考

- (1) 縦と横の比率は、7.5対7とする。
- (2) 盾形及び文字「EX ORIENTE LUX ET PAX」の色は「ネイビー（濃紺）」とし、本形等の色は「えんじ」とする。

別図2 (第4条関係)



外国語学部



School of Foreign Studies